

## 宇佐市ホノルル市との友好交流推進事業補助金交付要綱

令和2年3月12日  
宇佐市告示第46号

改正 令和3年3月29日宇佐市告示第79号  
令和3年3月31日宇佐市告示第99号  
令和5年3月30日宇佐市告示第99号

(趣旨)

第1条 アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市との友好都市協定の締結に伴い、市民がさまざまな交流を通じて、友好関係を形成するために行う渡航に要する経費に対し、ホノルル市との友好交流推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、宇佐市補助金等交付規則(平成17年宇佐市規則第33号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、宇佐市に住民登録をしている5名以上で構成する団体で、ホノルル市を含めて渡航し、次のいずれかの施設を訪問するものとする。

- (1) パールハーバー航空博物館 (PEARLHARBOR AVIATION MUSEUM)
- (2) 戦艦ミズーリ記念館 (BATTLESHIP MISSOURI MEMORIAL)
- (3) USSアリゾナ記念館 (USS ARIZONA MEMORIAL)

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、渡航に要する費用のうち、往復航空運賃(燃油サーチャージを含む。)、宿泊代及び前条各号に掲げる施設の入館料とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 自宅から空港までの往復交通費等の費用
- (2) 個人的性質の諸費用
- (3) 渡航手続きに要する費用
- (4) 超過手荷物料金
- (5) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者の構成員のうち、実際に渡航する者1人につき3万円(補助対象経費が3万円に満たない場合は、その額)として算定した額とする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の額の算定の基礎としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 同年度内に宇佐市中学生短期留学事業補助金交付要綱(平成25年宇佐市告示第76号)に基づき実施する宇佐市中学生短期留学事業に参加した生徒

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、渡航日の14日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体参加者名簿(様式第4号)
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、速やかに前条の補助金の交付申請をしたものに通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付する。

- (1) 事業の内容、経費の配分又は計画変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) その他宇佐市補助金等交付規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(計画変更)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、補助金の交付決定通知を受けた後において事業の計画変更をする場合は、直ちに補助金変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、事業を完了したときは、事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 取組状況の写真等
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたものが、この要綱に違反又は虚偽の申請等を行ったと認めたときは、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

(関係書類の整備及び保存)

第11条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を整備しておくとともに、当該帳簿、書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。  
(告示の失効に伴う経過措置)
- 3 前項の規定によるこの告示の失効際現にこの告示に基づいて交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日宇佐市告示第79号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。